

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、春日部都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I. 春日部都市計画区域における位置等

春日部都市計画区域は、都心から約35km圏、埼玉県の一部に位置しています。

また、春日部都市計画区域に含まれる土地の区域は、春日部市の行政区域の全域です。

### 【3・3・2号国道16号バイパス】

本路線は、春日部市大字増戸字天神原を起点とし、春日部市大字西金野井字宮橋に至る延長約11,540m、幅員26mの幹線街路です。

## II. 変更理由

さいたま都市計画道路3・4・138号上野長宮線の整備に伴い、3・3・2号国道16号バイパスに右折車線を設けることとしたため、一部区間を拡幅するとともに、起点の位置を変更するものです。

## III. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・2号国道16号バイパス	約11,540m (約11,540m)	4車線	26m	・一部区間の幅員変更 ・延長の変更

カッコ内は変更前を示す。

## IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①さいたま都市計画道路3・4・3号東大宮バイパス線（さいたま市決定）
- ②さいたま都市計画道路3・4・138号上野長宮線（さいたま市決定）